

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	2
第5条（オプションサービス種目）	3
第6条（提供区域）	3
第7条（利用契約の単位）	3
第8条（申し込みの承諾）	3
第9条（当社が行う基本サービス提供の制限）	3
第2章 サービスについて	4
第10条（機器）	4
第11条（当社による維持管理）	4
第12条（加入者の維持責任）	4
第13条（修理または復旧の順位）	5
第14条（回線相互接続の請求）	5
第15条（回線相互接続の変更）	5
第16条（回線相互接続の廃止）	5
第17条（オプションサービスの制限）	6
第18条（IPアドレス種別選択の内容）	6
第19条（固定IPアドレス）	6
第3章 雑則	6
第20条（通信の秘密）	6
第21条（注意喚起）	6
第22条（禁止事項）	7
第23条（情報の削除等）	8
第24条（著作権）	8
第25条（コンテンツ）	9
第26条（加入者の義務）	9
第27条（基本サービスの利用様態の制限）	9
第28条（損害賠償の免責および特約事項）	9
付則	10
別記1	11

イツコム光接続サービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツコム・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるイツコム法人サービス契約約款（以下、「共通約款」といいます。）およびイツコム光接続サービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イツコム光接続サービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

2. 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
従業員等	加入者の役員、正規職員、正社員、非常勤職員、契約社員、派遣社員、臨時職員、パートおよびアルバイト
第三者	当社、加入者または従業員等のいずれにも属さない者
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
通信ONU	電気通信回線設備のうち、光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備
当社施設	共通約款に定める本施設のうち、光ネットワークの起点（以下、「メディアセンター」といいます。）から通信ONUの入力端子までの施設（当社が敷設し、所有する光ファイバーケーブルを含みます。）、光分配器と通信ONUの間の光ケーブルおよび当社が貸与した施設
加入者施設	通信ONUの入力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設
引込線	当社が敷設し、所有する光ファイバーケーブル

端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
加入者端末設備	加入者の「自営端末設備」、「自営電気通信設備」
機器	基本サービスの利用にあたって使用する通信ONUおよび付属品の総称
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	電気通信事業法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
提携プロバイダ	当社と提携する電気通信事業者
技術基準等	電気通信事業法第52条の規定に基づき当社が総務大臣の認可を受けて定めるデジタルデータ伝送サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件および電気通信事業法端末設備等規則（昭和60年郵政省令31号）で定める技術基準
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
接続用回線	インターネットを利用する際に、端末を電気通信事業者交換設備まで接続する回線で、同軸ケーブル、光ファイバ、電話網、INS64、PIAFS網、非対称デジタル加入者線、イーサネット、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）の提供するIP通信網等
ネットワーク接続装置	接続用回線の終端に位置し、端末装置と基本サービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備およびルータ、TA、モデム等
Wi-Fi設定コード	ホームWi-Fiオプションを利用する際に必要なID、パスワード等
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者等より割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitまたは128bitのアドレス
マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の悪意あるソフトウェアの総称
ソフトウェア開発企業	オプションサービスとして提供するサービスを利用するためのソフトウェアを開発した企業および、その販売代理店
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、FTTH回線網を介してインターネット接続サービスを提供します。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

サービス品目
イツコム光接続サービス基本プラン2Gbps、イツコム光接続サービス基本プラン1Gbps、イツコム光接続サービス基本プラン300Mbps、イツコム光接続サービス固定IPアドレスプラン2Gbps、イツコム光接続サービス固定IPアドレスプラン1Gbps、イツコム光接続サービス固定IPアドレスプラン300bps

3. 各サービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができます。

標準機能
ホームW i - F i

4. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第5条（オプションサービス種目）

基本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目（以下「オプションサービス種目」といいます。）は、次の通りとします。

オプションサービス種目
I Pアドレス種別選択、固定I Pアドレス（4個）、固定I Pアドレス（8個）

2. 前条（基本サービスの内容）第2項に定めるサービス品目のうち、「イッツコム光接続サービス基本プラン2Gbps」、「イッツコム光接続サービス基本プラン1Gbps」または「イッツコム光接続サービス基本プラン300Mbps」の加入者は、前項に定めるオプションサービス種目の「I Pアドレス種別選択」を利用することができるものとします。
3. 前条（基本サービスの内容）第2項に定めるサービス品目のうち、「イッツコム光接続サービス固定I Pアドレスプラン2Gbps」、「イッツコム光接続サービス固定I Pアドレスプラン1Gbps」または「イッツコム光接続サービス固定I Pアドレスプラン300Mbps」の加入者は、第1項に定めるオプションサービス種目の「固定I Pアドレス（4個）」または「固定I Pアドレス（8個）」を利用することができるものとします。
4. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第6条（提供区域）

当社は、総務大臣に申請した区域において基本サービスを提供するものとします。

2. 前項に定める基本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第7条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、共通約款第9条（申し込みの承諾）に該当する場合を除き、原則として受け付けた順序に従って承諾するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

第9条（当社が行う基本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
- (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
- (3) 加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
- (4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
- (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテ

ンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき

（６）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき

（７）第 12 条（加入者の維持責任）第 3 項または第 4 項の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備、自営電気通信設備、回線終端装置等を当社の電気通信設備から取り外さなかったとき

2. 当社は、前項第 1 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第 1 項第 2 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、第 1 項第 3 号または第 4 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
5. 当社は、第 1 項第 5 号または第 6 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
6. 当社が本条の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
7. 基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
8. 第 1 項第 2 号の規定により当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することがあります。また、共通約款第 6 条（利用契約の単位と有効期間）第 3 項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

第 2 章 サービスについて

第 10 条（機器）

通信 ONU については、貸与による利用のみとなり、購入することはできないものとします。

2. 加入者が当社より貸与を受ける通信 ONU については、故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者は通信 ONU の交換を請求することはできないものとします。

第 11 条（当社による維持管理）

当社は、当社施設を電気通信事業法および事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の規定に適合するよう維持するものとします。

第 12 条（加入者の維持責任）

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3. 当社は、電気通信回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
4. 前項の検査を行った結果、自営端末設備が前項の技術基準等に適合していると認められない

- とき、加入者は、その自営端末設備を電気通信回線から取り外すものとします。
5. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第13条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、電気通信事業法および施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧するものとします。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第14条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができるものとします。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

- (1) 接続を行う場所
- (2) 接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
- (3) その他、接続の請求内容を特定するための事項

2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または基本サービス約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾するものとします。

第15条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は前条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱うものとします。

第16条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

第 17 条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第 9 条（当社が行う基本サービス提供の制限）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 18 条（IP アドレス種別選択の内容）

第 4 条（基本サービスの内容）第 2 項に定めるサービス品目のうち、「イッツコム光接続サービス基本プラン 2 G b p s」、「イッツコム光接続サービス基本プラン 1 G b p s」または「イッツコム光接続サービス基本プラン 3 0 0 M b p s」の加入者は、IP アドレス種別選択に基づき、「プライベート IP」または、「グローバル IP」のどちらか一方を申込時に選択することができます。

2. 共通約款第 8 条（利用契約の成立と利用開始日）に定める利用契約成立後、IP アドレスの種別は変更できません。

第 19 条（固定 IP アドレス）

当社は、第 4 条（基本サービスの内容）第 2 項に定めるサービス品目のうち、「イッツコム光接続サービス固定 IP アドレスプラン 2 G b p s」、「イッツコム光接続サービス固定 IP アドレスプラン 1 G b p s」または「イッツコム光接続サービス固定 IP アドレスプラン 3 0 0 M b p s」の加入者に対して、利用契約締結時に通知された固定の IP アドレスを、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターが定めるルールに従い割り当てます。

2. 固定 IP アドレスは任意のアドレスの永続的な提供を約束するものではありません。
3. 当社は第 1 項に基づき割り当てた IP アドレスを変更するときは、可能な限り事前に、その理由および実施日時を、当社の定める方法により通知するものとします。
4. 加入者は、次の各号に該当する場合、遅滞なく IP アドレスを当社に返却するものとします。
 - (1) 第 1 項に定めるサービス品目の解約または変更を行う場合
 - (2) オプションサービス種目の解約または変更を行う場合
 - (3) 共通約款第 37 条（オプションサービスの廃止）に基づく場合
 - (4) 共通約款第 45 条（基本サービスの廃止）に基づく場合
 - (5) 前項に基づく IP アドレスの変更が発生した場合

第 3 章 雑則

第 20 条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第 21 条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報を受信し、且つ、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。

第 22 条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（１）機器および施設の改変行為

- ①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
- ②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- ③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（２）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ①基本サービスを再販売、賃貸するなど、基本サービスそのものを営利の目的とする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、当社サービスに供する場合、以下に定める当社サービスに供する場合、もしくは、利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合は、この限りではありません。なお、加入者は、第三者が基本サービスを利用する場合も本約款等に定める義務を負うものとします。

当社サービス名称
イツコム かんたん Wi-Fi
無線 LAN 利用した IP 網接続サービス

（３）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為

（４）違法・有害情報に関する行為

- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある

行為

- ⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
 - ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
 - ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為
 - ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第 23 条（情報の削除等）

当社は、利用契約に基づく基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 24 条（著作権）

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。

2. 加入者は、基本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の

私的使用以外に使用してはならないものとします。

3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 25 条（コンテンツ）

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはならないものとします。
3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
 - (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること
 - (2) 加入者のコンテンツが第 22 条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
 - (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること
4. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 26 条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
2. 加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 27 条（基本サービスの利用様態の制限）

基本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して基本サービスを利用することはできないものとします。

第 28 条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第 12 条（加入者の維持責任）第 1 項、第 22 条（禁止事項）、第 24 条（著作権）、第 25 条（コンテンツ）第 2 項、第 26 条（加入者の義務）、共通約款第 40 条（機密情報）および共通約款第 41 条（機密保持義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

2. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を負わないものとします。また、基本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
3. ホームWi-Fi は、全ての自営端末設備の無線LAN接続を保証するものではありません。当社は、次の各号に該当する場合においても、一切の保証を行わず、いかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 加入者宅の環境により電波が届かない場合
 - (2) 電波状況により通信速度が遅くなる場合
 - (3) 通信ONUが故障した場合

- (4) 加入者が必要に応じて、当社から指定されたWi-Fi設定コードにより通信ONUの設定を行った場合、または、設定を変更した場合
 - (5) 通信ONUの初期化操作により、加入者が変更した通信ONUの設定が消失した場合
 - (6) 通信ONUの交換に伴うWi-Fi設定コードの変更により、通信ONUの設定が必要になる場合
 - (7) 通信ONUの脆弱性により、加入者が損害を被った場合
 - (8) 第三者による通信ONUへの不正な接続、データの改ざんおよび漏えい、機器の破損等
 - (9) その他、当社に故意または重大な過失が明らかに認められるときを除き、加入者に損害が生じた場合
4. 前項第9号における当社に故意または重大な過失が明らかに認められるときは、当社は共通約款第39条（損害賠償の免責および特約事項）第2項および第3項に基づく対応を行うものとします。
5. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第38条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する通信ONUと電気信号による通信を行うことができるものとします。
6. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 基本サービス約款は、2022年8月1日より施行します。

別記 1

第 13 条（修理または復旧の順位）において、表中第 2 順位に規定する基準については、次に定めるところによります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1） 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること （2） 発行部数が、1 の表号について 8,000 部以上あること
2. 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含みます。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限ります。）
3. 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社